

南山大学大学院法務研究科法務専攻 に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

I 検証結果

貴大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）から提出された付記事項に係る対応状況に関する報告書等を検証した結果、カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置、及び学生の適確かつ客観的な受け入れに関して、重大な問題が存在している件については、いずれも改善がなされたものと判断されることから、次年度以降については、検討結果報告書等の提出を要請しないこととする。

II 総 評

（1）検討結果報告書等の提出要請の趣旨

本協会は、2013（平成 25）年度の本協会法科大学院認証評価結果（以下「認証評価結果」という。）において、貴大学大学院法務研究科法務専攻（以下「貴法科大学院」という。）に対し、①カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置、及び②学生の適確かつ客観的な受け入れに関して、重大な問題が存在しているものと指摘した。より具体的には、①に関して、「行政法基礎」という法律基本科目が「自由科目」という修了要件単位数に算入されない独自の分類に 2 単位の科目として設定されていること、②に関して、法学未修者について法学的な知識を有利に斟酌していることについて、それぞれ改善を勧告した。そして、これらの重大な問題に関しては、評価結果を踏まえて、可及的速やかに適切な措置を講ずることが求められることから、本件に係る貴法科大学院の対応状況に関する報告書を取りまとめ、改善が認められるまで毎年提出されるよう要請した。

（2）2014（平成 26）年度に提出された資料

上記の判断を受け、2014（平成 26）年度においては、貴法科大学院より、本件に係る対応状況に関する報告書として「南山大学法科大学院認証評価結果付記事項に関する報告書」（以下「報告書」という。）及び根拠資料（「2014 年 6 月 18 日研究科委員会議事録」「2014 年 5 月 21 日研究科委員会議事録」「2015 南山大学大学院法務研究科入学志願票所定用紙④ 3. 資格等」）が提出された。

（3）本協会法科大学院認証評価委員会による検証内容

本年度、本協会法科大学院認証評価委員会は、上記の「報告書」及び根拠資料に基づき

慎重に検証を行った。検証により判明した、①「行政法基礎」という法律基本科目が「自由科目」という修了要件単位数に算入されない独自の分類に2単位の科目として設定されている件、及び②法学未修者について法学的な知識を有利に斟酌している件への対応状況は、それぞれ以下の通りである。

①法律基本科目群「行政法基礎」（自由科目）の取扱いについて

認証評価結果においては、2010（平成22）年度から、「行政法基礎」が「自由科目」という修了要件単位数に算入されない独自の分類に2単位の科目として設置されている件について、当該科目は2年次に開講される「行政法」との連続性があり、法学未修者の大半の学生が当該科目を履修していることや、法学既修者として入学予定の者に対しても当該科目の聴講の案内をしていることに鑑み、事実上の必修科目となっているものといわざるをえず、当該科目の開設が必要であるのならば、選択科目等としたうえで、修了要件に算入する措置が求められると指摘されていた。

この点について、貴法科大学院においては、2014（平成26）年6月18日開催の「研究科委員会」において、2015（平成27）年度より、「行政法基礎」を廃止するとともに、2014（平成26）年度においては、当該科目を不開講とする措置を講じている。

②「標準修業コース」入学試験（法学未修者選抜）における法的知識に関する資格・検定の取扱いについて

認証評価結果においては、法学未修者を受け入れるための「標準修業コース」の入学試験において、司法書士試験合格、法学検定試験委員会が実施する「法学検定試験」2級合格、司法試験予備試験短答式合格などの法学的知識を証する資格・検定を加点要素としている点は、適切な対応とは認められないことから、かかる措置を講じることのないう指摘がなされていた。

この点については、2014（平成26）年5月21日に開催された「研究科委員会」において、2014（平成26）年度に実施される2015（平成27）年度入学試験より、「標準修業コース」の入学試験では、上記のような法的知識を証する資格・検定を加点要素としないことが決定されている。

また、「2015 南山大学大学院法務研究科入学志願票所定用紙④3. 資格等」においては、2015（平成27）年度の入学試験においては、「『標準修業』コースの評価基準において、司法書士資格合格、法学検定試験2級合格、司法試験予備試験短答式試験合格を加点要素とすることはしない。」との記述が認められる。

（4）本協会法科大学院認証評価委員会の検証結果

本協会法科大学院認証評価委員会は、今年度、上記の対応状況について慎重に検証した結果、①法律基本科目群「行政法基礎」（自由科目）の取扱い、及び②「標準修業コース」

入学試験（法学未修者選抜）における法的知識に関する資格・検定の取扱いについて、いずれも改善がなされたものと判断した。したがって、次年度以降については、検討結果報告書等の提出を要請しないこととする。